

自賠責保険についてのご案内

■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要

自動車の運行によって他人を死傷させたり、死にさせたりしたために、被保険者(保険の料金を支払われる方、運転手には保有者または運転者)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限りです)
 ※ 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、各事故につき公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および労働閣大臣により「支払基準」が定められています。

| | 損害の項目 | 支払限度額(被害者1名あたり) |
|----------------|-----------------------|---|
| 傷害による損害 | 治療費、文書料、休業損害、慰謝料 | 総額120万円 |
| 後遺障害による損害 | 逸失利益、慰謝料等 | 神経系・精神・感覚器等に著しい障害を有して介護が必要な場合 治療費のとき 最高4,000万円 慰謝料のとき 最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級 最高3,000万円～ 第14級 最高7.5万円 |
| 死亡による損害 | 葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族) | 総額3,000万円 |
| 死亡するまでの傷害による損害 | (傷害による損害の場合と同じ) | 総額120万円 |

■事故時のご対応および保険金等の請求

事故を起こしたときは、まず被害者の方の救済を最優先に心がけてください。また、被害者と被害者、自賠責保険証明書など事故のあらましを正確なく引受保険会社に伝えてください。
 自賠責保険への請求は、被保険者(任意者)と被害者から行うことができます。また、本請求のほか、任意者の任意で、保険金等の請求に必要な書類や手続等の詳細については、引受保険会社に相談ください。

■保険金等のお支払いに関する情報の提供

被害者または被保険者(任意者)は、引受保険会社から請求するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、引受保険会社から貴社により提供されます。
 ・支払標準の概要、お支払い手続の概要、および損害賠償の概要(保険金等を請求された回数)
 ・お支払いした金額、後遺障害の等級とその引当率、減額の場合とその引当率(保険金等をお支払いした回数)
 ・お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した回数)
 また、上記に加えて必要な追加情報も引受保険会社に提供することができます。
 (欄外もご覧ください)

証明書番号 第 EAAL74422 号

令和 4年 10月 26日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

三井住友海上火災保険株式会社

1111

| | | | |
|---------------------------|--|---------------|---|
| 自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号) | AAAAA | 自動車の種別 | 乗用車 |
| 保険期間 | 自 令和 4年 10月 26日 24か月 至 令和 6年 10月 26日 午前12時 | 使用人(本人)の所在地 | 東京都 |
| 住所及び約者の名 | 東京都千代田区神田駿河台3-9 | 保険料 | ¥20,010 |
| | 三住 太郎 | 積立金額 積戻名 | |
| 異動事項 | | 令和 4年 10月 26日 | |
| 管轄店名及び所在地 | 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上火災保険株式会社 お客さま自賠責サポートデスク 0120-281-554 (無料) | 投資者 | I T 様・代システスト A3Q61 I T 様・代システスト 6450 |

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。
 ホームページアドレス(<https://www.ms-ins.com/>)
 複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>

見

証明書番号 第 EAAL74422 号

自動車損害賠償責任保険

令和 4年 10月 26日

保険料領収証

| | | | |
|---------------------------|---|-----------|--|
| 自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号) | AAAAA | 保険料 | ¥20,010 |
| 保険期間 | 自 令和 4年 10月 26日 24か月 至 令和 6年 10月 26日 午前12時 | 管轄店名及び所在地 | 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上火災保険株式会社 お客さま自賠責サポートデスク 0120-281-554 (無料) |

契約者 三住 太郎

様

三井住友海上火災保険株式会社

上記保険料を領収いたしました。

①この証明書を複製のうえ、5車線までお持ちください。この証明書原本を必ず自動車に備え付けておいてください。

①この領収証は保険証明書の効力を有しないので、必ず証明書を添付してください。